

平成 21 年度 税制改正 簡潔版

税制改正の内容、ポイントを簡潔にまとめてみました。
詳細につきましては、お気軽におたずねください。

平成 21 年 8 月 3 日現在

名称	内容	ポイント	適用時期
住宅ローン控除の拡充・延長	<ul style="list-style-type: none"> ・ ローンを組んで、家を新築、中古の購入、増改築したりすれば、減税になります。 ・ ローンまたは購入金額のうち少ない方の 1% を減税します。 	住宅ローン控除はその年の所得税額が上限になります。	平成 21 年から 25 年まで
住民税からの住宅ローン控除	所得税から引ききれなかった住宅ローン控除額を市県民税から控除します。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 最高で 97,500 円です。 ・ 市役所に申告が必要です。 	平成 21 年から 25 年まで
長期優良住宅に係る税額控除制度の創設	いわゆる 200 年住宅を新築する場合、普通の家を建てるよりも多くかかる部分の建築費（国が規定）の 10% を所得税から減税します。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住宅ローンがなくても OK。 ・ 減税の上限は 100 万円 ・ 住宅ローン控除との併用はダメ。どちらかを選んでください。 	平成 21 年 6 月 4 日から 23 年 12 月末
住宅リフォームにかかる税額控除制度 <ul style="list-style-type: none"> ・ 省エネ改修工事 ・ バリアフリー改修工事 	一定の省エネ改修工事やバリアフリー改修工事を行う場合、一般的な工事費用（国が規定）の 10% を所得税から減税します。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住宅ローンがなくても OK。 ・ 減税の上限は 20 万円（太陽光発電装置は 30 万円） ・ 住宅ローン控除との併用はダメ。どちらかを選んでください。 	平成 21 年 4 月 1 日から 22 年 12 月末
長期譲渡所得の 1000 万円特別控除制度	個人または法人が 22 年末までに土地を買って、5 年を超える期間所有した後に売る場合、売却益から 1000 万円を控除します。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 売却益が 1000 万円以下の場合税金はかかりません。（売却益＝売却金額－購入金額） 	取得するのは平成 21 年から平成 22 年まで
土地の先行取得をした場合の課税の繰り延べ	個人または法人が 22 年末までに土地を買って、10 年以内に他の土地を売却すれば、その	<ul style="list-style-type: none"> ・ 取得時に税務署へ届出書を提出する必要があります。 	取得するのは平成 21 年から平成 22 年

	売却益の最大 80%までは税金がかかりません。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 22 年末までに買った土地を将来売るときには通常より税金が多くなるので注意してください。 	まで
土地の売買等にかかる登録免許税の軽減税率据え置き	土地の売買にかかる登録免許税の税率が 23 年 3 月末まで 1%です。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 24 年 4 月以降：1.3% ・ 25 年 4 月以降：1.5% 	段階的に税率が上がります。
不動産取得税の軽減措置の延長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 土地、住宅建物の取得にかかる税率を 3%（本来 4%）とします。 ・ 宅地の評価額を 2 分の 1 にします。 	住宅以外の建物の場合は 4%です。	24 年 3 月 31 日まで
エネルギー需給構造改革推進設備等の即時償却	省エネや代替エネルギーにつながる設備を導入した場合にその全額を経費にできます。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 太陽光発電設備 ・ 天然ガス自動車 ・ 高断熱窓設備 など 	21 年 4 月から 23 年 3 月末までに取得
資本金 1 億円以下の法人の軽減税率の引き下げ	所得金額 800 万円までの法人税税率を 22% から 18%に引き下げます。 （所得とは、売上一経費の利益とほぼ同じ）	800 万円超の部分はこれまで通り、30%です。	21 年 4 月から 23 年 3 月末までに終了する事業年度
資本金 1 億円以下の法人の欠損金の繰戻し還付	前期黒字で今期赤字の場合、前期納めた法人税の一部または全部の還付を受けることができます。	<ul style="list-style-type: none"> ・ あくまでも前期分だけです。 ・ 税務調査となる可能性が高いそうです。 	21 年 2 月 1 日以降に終了する事業年度から
事業承継税制 相続税の納税猶予	後継者（前社長の親族）が相続により前社長から会社の株式を取得し、その会社を運営していく場合、その株式にかかる相続税の 80%は納付を猶予します。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 相続開始前に経済産業大臣の「確認」を受ける必要があります。 ・ 相続開始後に経済産業大臣の「認定」を受ける必要があります。 ・ 要件を満たさなくなれば、全額納付になります。（届出を定期的に提出する必要あり） 	20 年 10 月 1 日以後の相続から
事業承継税制 贈与税の納税猶予	後継者（前社長の親族）が贈与により前社長が持っていた株式の全部を取得し、その会社を経	<ul style="list-style-type: none"> ・ 経済産業大臣の「確認」と「認定」を受ける必要があります。 	21 年 4 月 1 日以後の贈与から

	営していく場合、その株式にかかる贈与税全額の納付を猶予します。	・ 要件を満たさなくなれば、全額納付になります。（届出を定期的に提出する必要あり）	
農地にかかる相続税の納税猶予制度の見直し	農地にかかる相続税は相続人が農業を続けていれば、納税が猶予される制度があります。その要件を緩和して、農地を貸している場合や疾病等により農業を続けられなくなった場合も納税を猶予します。	要件を満たさなくなれば、全額納付になります。	農地法の一部を改正する法律の施行の日から適用（21年6月24日公布6ヶ月以内に施行）
上場株式の配当・譲渡益に対する軽減税率の延長	上場株式の配当、譲渡益に対する10%の軽減税率を3年間延長します。	所得税7%、住民税3%の合計10%です。	23年12月31日まで
エコカー減税	一定の排ガス性能、燃費性能を備えた自動車の購入の際にかかる税金を減免します。	自動車取得税 自動車重量税	23年3月末まで 23年4月末まで
エコカー購入補助金	新車購入補助 最大10万円 廃車買い替え補助（13年超乗っていた車の買い替え） 最大25万円	ディーラーを通して申請が必要です。	22年3月末まで（ただし予算がなくなり次第終了予定）
住宅取得、増改築のための金銭贈与の軽減	20歳以上の子供が両親または祖父母から受ける住宅取得または増改築のための金銭の贈与については、年間500万円まで贈与税を課しません。	基礎控除110万円を加えると年間610万円までの贈与まで贈与税は発生しません。	平成21年1月1日から22年12月31日まで
資本金1億円以下の法人の交際費課税の軽減	交際費は申告計算上400万円までの部分は90%損金（経費）となり、400万円を超える部分は損金としないことになっていました。その400万円を600万円に変更しました。	600万円までの部分：90%損金 600万円を超える部分：損金ゼロ	平成21年4月1日以後に終了する事業年度から
研究開発税制の拡充	試験研究費の税額控除の上限を法人税額の30%に引き上げました。	控除しきれなかった金額は24年度まで控除可能です。	平成21年度より適用開始